

第5回水戸家庭裁判所委員会議事概要

平成17年7月11日（火）

1 委員の自己紹介

■委員長

田原検事の4月1日付け異動に伴い、検察庁から西村尚芳検事が新しく委員に加わりました。

○委員

平成16年4月、水戸地方検察庁に赴任しまして、当時から水戸地方裁判所委員を務めておりますが、本年5月から家裁委員に任命されました。

2 事務担当者の交替

4月1日付けで事務局（羽山事務局長、佐々木首席家裁調査官）の交替がありました。

3 議事進行

■委員長

第5回家庭裁判所委員会を開催します。前回は、調停委員の方々にも具体的にいろいろお話をいただきました。今回も引き続き、国民にとってわかりやすく、利用しやすい調停のあり方、運営の仕方というテーマでご協議いただきます。なお、具体的なイメージをつかんでいただくことで有益なご意見もお聞かせいただけたと思いますので、調停に関するビデオテープをご覧いただいてからお話を伺いたいと思います。〔ビデオ上映〕

4 意見交換

■委員長

上映したビデオは、新しく調停委員になられた方のガイダンス用のもので、説明部分が多く実際の場面が少なかったようにも思いますが、感想、あるいはご質問、ご意見、を伺いたいと思います。

○委員

日ごろ調停には、当事者の代理人という形でかかわっており、実際は、あのよう素直にはいかないのがほとんどだろうと思いました。

ビデオの中では、最初に当事者を同席させ、調停の手続を説明するとありましたが、夫からの暴力があるような場合は、顔を合わせたくないのもので、同席させないことはもちろん、時間をずらして呼び出してもらおう。極端な場合は別の期日を指定するというように、最近は相当の配慮をいただいております。暴力をふるって生活費を入れないような夫の場合、理性的で合理的な判断ができず落ち着くようなことは余りないという印象を受けました。

○委員

保護司にも、初任者研修で同じようなモデルケースのビデオを見せています。心理的な面で、相手を考え、相手の立場に立って話を進めていく調停というのは難しいという感想を持ちました。

調停不成立の場合の取下げと、申立人が取り下げるというときの例をお聞きしたい。

○委員

事件によって様々ですが、解決ができなくて取下げというときもあります。調停を不調にして裁判に移行させたいという意味の取下げもあります。例えば、今別居しているから、別居のままで関係を続けていきたいので取り下げる。話合いができて、もう一遍やり直せるという取下げもあります。

私たちは、調停成立にはそれほどこだわっていません。よい取下げがあったら、それは私たちにとってよい調停だったと思っていますので、しばらく様子を見るための取下げというのもよくやります。

■委員長

調停委員会が間に入って、知恵を出し合いますが、双方の意見が一致点に達する見込みがないときは、成立の見込みがないということで、不成立ということで終わります。取下げというのは、申立人のほうがもうしばらく様子を見て考え直したり、様子を見るということが多いようです。

○委員

最近気になっているのは、家事調停の初回は1時間とか1時間半とっていたのですが、近ごろ、調停委員の方が熱心に聞いてくださって、例えば、女性から離婚を申し立てられたような場合に、男性は離婚を望まず、復縁したいというときに、調停委員の先生が非常に一生懸命説得してくださり、結局、2時間かかる

ことがあります。私は、次の事件を1時間区切りで入れているときがあり、調停委員から「ずっと説得していたんですよ。」と言われたときには、しまったと思うことがありました。これから家事調停の代理人になるときは、1時間や1時間半区切りではなく、1事件について2時間にしようと思いました。

調停が成立するか、成立しないかというときに、代理人の時間を気にして、ここで切ってくださいと言うと、それで終わりになってしまうことがあるということとは最近の事件で経験しましたので、調停委員には大いによいほうへの説得をしていただけたら非常にありがたいです。今後、離婚などで問題が複雑化したり、双方いろいろなものをはき出すような事件については、当事者にも2時間は予定してもらいたいと思っています。

ただ、双方のいずれかが非常に長くなり過ぎることがありましたので、30分待ってくださいと言われたのが1時間になると、どうなっているのかということで、非常に不安になる方も多いので、適宜進行に応じた説明をしてもらえるとありがたいです。

○委員

初任者の研修用のビデオというのであれば、ぜひとも改善していただきたいと気づくところがあります。例えば、ファーストネームをそのまま呼んでおり、プライバシーの配慮が不十分ということです。申立人とか、相手方という言葉で済ませられるのならば、ほかの方々に知られずに済むというふうに思います。

面接室の中で時間を意識するというのであれば、どの方向から見ても自然な視線で時計が確認できるように幾つか置いておけば、お互いに時間を意識しながら自然に面接できます。心理臨床の場合には、それを必ずやっています。

また、女性の調停委員に失言がたくさんあったように思います。例えば、頭からおばあちゃんとお母さんは違うでしょうというようなニュアンスを伝えるというのは非常にまずいと思いますし、感情統制が非常にできにくいご主人に対して、辛いでしょうねと、その立場にも立っていない調停委員が発言するというのは、いかななものでしょうか。

また、お子さんに忘れ去られるのではないかというコメントについても、「もうちょっとどういうところがご心配ですか。今までにお子さんといいい思い出はありませんでしたか。」という質問にして事実を確認した後で、一方では、そうい

う忘れ去られるということはあったとしても、いい思い出もお持ちなんです、という心理臨床の原則での対応の仕方が幾つもあるわけですが、そういうところを、調停委員の方には学習していただければと思います。

■委員長

家庭裁判所委員会というのは、家庭裁判所の運営のあり方について、日ごろ私どもが気づかない点を皆さん方からいろいろご意見を伺うのが本旨で、調停の運営の仕方の具体的なところまでを期待しているわけではありませんが、ただ、国民の側から見て、あるいは第三者的に見て、一番大事な調停が納得できるように運営されていなければならないわけで、貴重なご意見として伺わせていただきます。

○委員

事件を担当していると、調停の価値観を押しつけられたり、話を途中で切られることもままありますが、調停委員の研修はどのようにしているのか伺いたい。

また、調停成立とか不成立の場合は、裁判官が立ち会いますが、裁判官が立ち会うまでにすごく時間がかかることがしばしばあります。本当は不調にしてははっきりさせたいが、裁判官を待っている時間がないので取下げで終わらせる場合も実はあります。これは裁判官が同時に何件もの事件を担当していて、回ってくるのが遅れるということで、それで待たされるというのは非常に苦痛です。その点はうまく改善する方法がないのか、ぜひ検討していただきたいと思っています。

■委員長

新しくなられた調停委員、あるいはベテラン調停委員も含めていろいろな勉強会、研修会を裁判所主催で行うこともありますし、調停協会が自主的に開催し、裁判所の職員が参加することもあります。

○委員

2月に家裁側の研修、11月に調停協会側の研修があり、調査官や裁判官にお願いして特別なテーマでお話をしていただいています。裁判官によっては現在の社会情勢や、どのように世間が変わってきているかというようなことをテーマとしてお話していただいています。最近では、大体2カ月に1回を目処に調停委員からテーマを出してもらい、離婚と親権の問題、面接交渉の問題、3年目には遺産分割の問題などを1年を通してやるということもありました。今年は、財産分与

に関する諸問題をテーマとして行う予定です。また、先輩調停委員が調停委員の目線からの調停というものをもう少し考えようということで、2時間くらいお話をしていただき、書記官、調査官が加わり、質疑応答を行うこともしています。

どういう話題にするかのアンケートを用意し、研修担当委員6～7人で計画し、4～5月には企画を作りこなしています。

ビデオでは、本当に女性の調停委員の失言は多かったと思いました。ベテランの調停委員が上手に抑えて、子供が小さいうちは女性が見るのが当然であるという考え方は、いろいろな場所で話合いをしたり、勉強会にも取り入れたりし、父親が子供を育てたほうがいい場合もあるように、頭を柔軟にし、固定観念を外そうと心掛けています。

○委員

研修では、ロールプレイという形で、導入部分を調停委員が当事者や裁判官の役割分担をして演じましたが、批評したりしたことがとても印象的でした。

研修は、どちらかと言えば、法律や制度の変わった事項を覚えるための研修に偏ってきている気がしますので、調停協会が研修計画を立てる委員会の中で、実際の調停の場面での注意事項なども研修に入れるよう提案しようと思います。

■委員長

裁判所が主催する研修会は、新任の方には特に多いのですが、調停委員制度というのは、やはり裁判官にない広い常識、経験、識見というものを民間のそれに期待してでき上がってきていることを考えますと、研修というと抵抗感を感じ、研修会、研究会も、今までの豊かな経験をいい意味で開花していただき、調停の場でその力を発揮していただくためのガイダンス的なものにしたいと思います。法律問題に関する勉強会だけでは、準裁判官や準裁判所職員となり、結局民間の活力、常識を入れようとしてきたことを内輪に取り込み、発想とか、それまで持っていたいいものが失われていくように思われます。

そういう意味で、調停委員の自主研修会、研究会というのは最近、支部も含めて多くなっているというのは非常にありがたい傾向だと思います。面接技法という言葉も聞きますが、研究会や研修会、ケース研究については、調査官にアドバイスを受けるという研修会等は意味があると思います。

○委員

調停委員の方々は、あらゆるお話を聞いて取りまとめてさせるということは、非常に尊い仕事で大事だと思います。しかし、社会全体を見た場合、ミクロの話をまとめるということでは非常に敬意を表しますが、最後は離婚が無事に終わって条件つきでめでたしめでたしという感じがし、調停委員の使命は、まとめるのが仕事というイメージです。

○委員

福祉の現場にいて、できるだけ離婚させない方向に持っていくということは、10年、20年前はそれでもよかったのですが、そのためには夫の暴力にも我慢をさせるということになってしまいます。例えば、子供を抱えてこれからどうやって生活していくのか、もう少し我慢しろという訳ですが、やはりだれでもが幸せを追求する権利があります。夫婦が婚姻生活を続けることが困難なときはソーシャルワーカーは、必ずしも継続が良いという立場はとらないということでした。老人の問題も、それは社会全体が考えることで、家庭や家族だけで問題解決をしていきなさいというふうにはならないと思います。

時間については、病院などでも患者さんの話を伺ったり、患者さんの経済問題などもお伺いして、ご家族の事情を調整しますが、今日はこれくらいの時間をあなたのために予定しています、と最初に話をします。時間は無制限ではないという話をして、時間内で自分の気持ちを整理してもらいます。1回目は無理としても、2回目以降は準備をしてきてくれますので、割とスムーズにいくと思います。こうした方法は日本人には苦手ですが、アメリカでは1時間なら1時間と、決めてやっていました。最初は抵抗がありましたが、トレーニング次第でうまくいくものです。時計の設置場所は、自然に見える位置に時計があるということが大切だと思います。

■委員長

調停室の時計は、調停委員と当事者の双方に見える位置にあるようです。

○委員

調停委員の方が機転をきかせ、張り合っていた人が最後はうまくまとまったという例がありますか。

また、社会が変わって、比較的安易に離婚する人も多くなっているように見えますが、昔と今で、調停を申し立てる人に違いはありますか。

○委員

離婚するといって、シェルターにまで逃げ込んだ女性でしたが、交通事故に遭い、そのときに親身になって夫が駆けつけていろいろなことをしてくれたので、もう一度やり直すことになりました。彼女自身にもちょっと迷いがあるなど思っていた例ではあったのですが、そのときに、やはり一番困ったときに助けてもらうというのは、いろいろなところでも役に立つことだと思いました。私の経験では、離婚できて円満ににこにこして帰ったというのは4件しかありません。円満の分だけは何か心に残るので覚えておりますが、あとは、どういう形で終わろうと、その人たちにとっていい解決だったらそれでいいというスタンスでいます。成立もめでたしかもしれないませんが、取下げもめでたしで、さまざまです。

以前は、女性からの申立てが多かったと思いますが、男性も女性もひとしく離婚を求めており、女性が弱いということもないし、男性が強いということもないという時代になってきていると感じています。

○委員

機転をきかせてうまくいったというのは余り覚えがありません。一応様子を見ますといって取り下げていく人も何となくぎくしゃくして、やっぱりだめなんじゃないかなと思いつながら見送る感じで、家庭裁判所まで申し立てた人で、本当に円満に戻れる人がいるのかなというのが印象です。

■委員長

昔と比べると、家庭観や婚姻観ということは、価値観の多様化ということの対象にはなってくると思います。ベテランの調停委員が、価値観を持っていてくれればやりやすいが、価値観がない当事者ほど難しいものはないという発言がありました。

○委員

割と簡単に、あきたらすぐ離婚と考えないで、自分の考え方を变えてくれればと思っても、余り説得調になっても反発しますし、やはり離婚といって来た人は離婚に落ち着くのではないのでしょうか。価値観の多様化とか、女性の自立とかいろいろなことがあります。私たちの年代から見ると、ちょっと視点を変えればか我慢すれば子供が悲しまないで済むのに、と思っても、なかなか主張が強くて、本当に仕方がないと思いつながら成立に持っていくという感じで、やはり離婚の成

立は余りいい気分ではありません。

○委員

離婚ということで相談に来た本人の気持ちは離婚ということで固まっていますが、しかし、さしたるはっきりした理由はなく、別に双方が異性関係があるとか、生活費を入れないとか、そういうのでもなく、何回聞いてもよくわからない。ただ、嫌で離婚したい、調停は不成立でしたという方がいたり、それだけ離婚問題というのは身近になっていると感じます。

双方にさしたる理由もなく、特に女性のほうは、この事件で慰謝料を取れますか、取れるとしたら幾らぐらいですかという話になります。テレビなどの影響で、離婚すると女性は慰謝料をもらえると思っている方も多く、理由もないのに離婚して慰謝料という発想が、最近非常に多い気がします。

この女性が離婚して収入がなくなり、子供二人、三人を抱えてやっていけますというのですが、果たして本当にできるのかと疑問に思うところがあります。また、母子手当を使うような場合もありますが、そういう意味では、行政側がまだまだ不十分なところが非常に多いと感じています。

○委員

私が現場におりましたころ、女性からの申立てはほとんどが暴力とか相手方の異性問題、生活費を入れないということでした。男性からの申立てはどのような傾向でしょうか。

○委員

女性の不倫です。家を出て子供をつくり離婚ができず、子供の戸籍をどうするか、出生届を出すと、現在の夫の子供になってしまうから、それもできない。ところが、夫はすごく怒っており、離婚には応じない。親子関係不存在の確認は認めるけれども、その後に自分の戸籍を汚すような形は許せないというものです。

△事務局

男性に女性ができて、有責配偶者であることを認めながら、申立てをするという事件は確かに最近多いです。また、奥さんと姑との間がうまくいかないのを男性が考えればいいのに、自分の母親とは別れられず、それで妻と姑との関係がだめだというものも多々見られます。性格の不一致ということで簡単に書いてくるケースが見受けられますが、男性がなかなか親離れできないといった、特に若い

カップルの離婚が印象的です。

■委員長

ある意味で時代がドライになってきているかと思いますが、地域性、あるいは少子化という現象の中の側面もあるかもしれません。両親を非常に大事にすること自体はいいのですが、結婚しても両親から離れられず、あるいは両親と奥さんとの間に主体的に入り込んで自分を発揮することができるまでの大人になっていない、という男性も昔より増えたのではないかという感想を持ちました。

○委員

調停委員2人の組み合わせでは、新任とベテランの方、それから男女の組み合わせ、そういうのは大体わかるのですが、実際はどのようなになっていますか。

■委員長

新任の方は、最初のときはベテランと一緒に組みます。男女各1人が原則ですが、最近は、ベテラン調停委員男女各1人に新人の調停委員を1人加えてという方式になっています。

△事務局

水戸管内では、新人と少し慣れた方とベテランの方という3人一組で3カ月間、大体5～6件処理し、その後は2人一組という方式で組み合わせています。重要なことは、調停委員の得意分野というのは長くやっているとわかってきますし、性格とかその辺のことも加味しながら裁判官が指定しています。

■委員長

かつて140～150人ぐらいの全調停委員の指定をしたことがあります。半年ぐらい一緒におつき合いますと、傾向とか癖とか、いろいろな意味で長所とか弱点がわかります。しかし、離婚を申し立てている事件と本当の円満調整を求めているという事件で、円満調整を求めているケースは何とかうまくやってほしいという気持ちがあるものですから、当事者の年齢とそれを上回るだけの人生キャリアとか調停委員としてのこれまでの経験のある方にできるだけやってもらいたいということは、指定する段階で組み合わせとして気になるところです。両方の離婚の意思が固くて、それなりの理由があるときには、それはそれでやむを得ないというところから出発していくケースも多いのですが、やはりでき得れば円満にいく余地がある事件は逃したくないという思いはあります。

○委員

最近、言葉には非常に気を使います。病院でも、ちょっとした言葉に皆さん敏感で、権利を侵害された、傷ついたといった攻撃、クレームがたくさん来ます。こういう言葉でこういうふうにクレームがきたとか、こういう言葉で非常に相手が感情的になったとか、こういう問題がありましたといった問題は、時を置かずに職員に周知させるように、マニュアルをつくっています。特に、言葉は、個人情報問題もありますから注意が必要です。制度の勉強も大事ですが、失敗から学ぶことも大切です。

うなずきなどというのは、病院では絶対だめなのです。確認をしたときに、相手がうなずいたので、それを承諾したとか、相手が納得したというふうにはとりません。日本人は特にうなずく癖を持っているので、うなずきを決して承諾というふうにはとらないということです。確実にご自分の言葉で表現していただくように努めています。

○委員

書記官室では、自分が不利になったと思い込んだ当事者からクレームがたくさん来るという話を伺い、ご苦労していらっしゃるのだと思います。

調停委員が控室に行って、何々さんですねというフルネームは決して言いません。1回目は、確かに何々さんですかと聞いて、お連れして、部屋でもう一度名前、生年月日を言っていただきます。替え玉があったという話も聞いていますので、そういう確認はします。また、時間的に長くなるときは、こういう状態です、裁判官とご相談しています、書記官のところに行っています、申しわけありませんということで、なるべく情報を入れるように努力しています。

■委員長

名前を確認するときは気をつけてほしいというご意見は、まことにそのとおりです。家裁の家事相談事務というのも、やはり人目を忍んで来る人が多いものですから、最近、番号札を渡して、何番さんということでやっています。

言葉の難しさということに関して、4年足らずの間に裁判員制度ができます。これは、全くの素人の民間の人にも加わっていただいて対等の立場に立っていただいてディスカッションをしながら刑事裁判手続を進めていくという制度ですが、そこでやはり必要なのは、どれだけ相手にわかりやすく、嫌みなく理解してもら

えるように伝えていくかということです。裁判所にはこれまでやっておかなければいけなかったことなのですが、こういう制度が導入される段階になって、今さらながら、言葉によるコミュニケーションにしても、プレゼンテーションにしても、その力が不足しているということを思い知らされます。

○委員

言葉には、たいへん気を使います。ちょっとした言葉で、全く思ってもいない反応が来たりすると、失敗したなと思って、こちらが一日じゅう落ち込んでしまったりします。こういうふうに言いたいものだけでも、もしかしたらまずいかななどと思って、このごろはちょっと控えてしまったり、用心深くなってしまって、そのことでも反省するし、なかなか難しいですね。

■委員長

余り考えなくても、正直に話しても相手が悪く解釈しない、善意に解釈してくれるという信頼関係ができると楽ですが、限られた時間の中でそういう信頼関係をつくるまでが大変です。

いろいろな悩み、いわゆる家族とか親族間にかかわる遺産分割とかいろいろな問題があるのですが、その調整を求めて、調停を求めていくのですが、皆さん方、どんな人に調停委員になってもらいたいかというイメージが少しでもできましたか。

○委員

初めて調停の様子を見せていただき、委員のお話を聞いて、調停委員をされている方大変さというのがすごく感じました。ほとんどの方は生業を持たれて、その傍ら調停委員をされているわけですが、そういう中で、人材の確保というか、その辺は今まで余り気にもしていなかったのですが、前回に、選任の手続について教えていただいたわけですが、特に、お医者さんであったり、会計士の先生であったり専門的な仕事を持ちながら、それで調停に時間を費やすというのは、どういう人材なのか、お聞かせいただきたいと思います。

■委員長

前回、ある程度紹介させていただいたつもりですが、それなりにいろいろなところへ人材を求めて開拓に努力をしてきたつもりですが、やはりこういう家庭裁判所委員会の先生方の率直な、こんな人が向いているのではないか、こんな人に

やってもらいたいものだとか、何かイメージとか注文とか、それを伺えるとありがたいです。

○委員

今の時代が価値観とかライフスタイルとか、いろいろな形で一昔前とは全然変わってきてしまっているという中で、そういった価値観の変化とかにたえず敏感でおられないとまずいのかなという気はしました。

子供は女性が育てたほうがいいかということについても、これだけ時代が変わってきますと、中には、女性の社会参加が進み、仕事を持っている方が増え、旦那のほう子供のご飯をつくっているという家庭も出てきています。そういった変化の部分をできるだけ固定観念をなくし、フラットでいろいろな角度から物事を見られる、今はこういうライフスタイルもあるといったところを細かく見ていただき、幅広い価値観を有した方というのがやはり大事であるという気はします。

■委員長

幅広く時代感覚を持って、そういう人であれば、当然質問もいろいろ豊かな質問ができるはずです。

○委員

初めてビデオを拝見し、このように調停が成り立っているのだということがよくわかりました。よく聞いてあげるとい話が出ましたが、1回30分とか1時間ぐらいの時間で、大体3回ぐらいで、相手のことをよく聞いてあげて、よくわかってあげるといのに、そのぐらいの時間と日数ではいかなものかかと思いました。時間にいろいろ限りがあるのですが、やはり人と人ですから、話合いを持つ上でいろいろ心が開けてきたりするのではないのでしょうか。また、そんなに言葉が重要だということは全然わからないで見ていたのですが、一つ一つの言葉に意味があるということを日常生活においても勉強していたら、すごくスムーズにいくことがあるなということも思いました。

■委員長

1回目で30分ずつ交替して1時間ぐらい、相手が面接しているときに、こちらの人のために全くなならない時間が費やされているわけではなくて、共通の事実というのはたくさんありますから、実質は1時間半聞いたぐらいの価値はあります。平均すると、2回ぐらいは、いわゆる真意を聞いて、そしてそれをどうしてそう

いう気持ちになったんだということを裏づける、納得するに足る事実関係を聞いていただいて、大体2回ぐらいは事情を聞いているほうへ力を出された上で、大体こういう方針かなという方向性を打ち出してきているという印象を受けます。

○委員

調査官の調査が入ると、それはやはり期間については家庭訪問などしていただくので間がありますから、3カ月とか3回ぐらいになります。親権争いが激しいような場合は、直ちに結論は出ないと思います。

○委員

言葉は難しいと思います。話を聞くというのは、一言で相手が随分変わってしまうことがあるのです。信頼関係というのは、1回2回で決まるものではありませんし、信頼関係をつくるのには、余り難しいことを言わず、座って、初めに会ったところで決まってしまうことがあります。相手により、場により、時により言葉は違ってきます。

○委員

調停委員の苦情が書記官室に来るという話ですが、弁護士のところにも結構来まして、要するに話を聞いてくれなかったとか、相手の言っていることばかり押しつけられて、もうあんなやつと顔も見たくないとか、その手のたぐいは結構多いです。

どんな調停委員が望ましいかと言えば、まずきちんと話を聞いてもらったという感じが残らないと解決には結びつかないので、話が聞ける調停委員というのは、どうしても必要ではないかと思います。

また、職業では決められないとは思いますが。人と人との紛争、もめごとを解決するわけだし、必ずしも法律問題ではなくて、法律問題でない部分でかなり悩んでいる場合がほとんどですから、そういう意味での人間的な悩みを共感して話が聞けるというのがまず必要なのではないかと思います。

○委員

人生の一大事にかかわっているというスタンスを持って話を聞く、話を聞くとっても聞きながら、その人の人生観なり、トラブルに至った原因なり、争点はどこであろうかという、話を聞いています。

■委員長

結論的に言えば、相手がわかってくれている人だということに共鳴して、あるいは共感性をどこかで持っている人だという何らかの形で、そこに信頼関係が生まれないといけないということですが、プロセスとしては、もちろん、科学的に最低限の面接を守らなければいけないというルールもあることは間違いありません。私は、一緒に考えてやろうという、誠意というものに尽きるような気がします。かつて、調停委員の先生にいろいろ申し上げて、調停に臨むときには、スタミナをつけてきてほしいと申し上げたことがあるのです。自分がもしその場でそんなことを奥さんに言われたら、どんな気持ちになるだろうかなと思いながら、内容とともに一生懸命想像しながら聴くことは、絶対当事者にわかる気がします。ある程度、この人はわかってくれているとか、わかるということ、それは実に大事なことなのです。

○委員

4年後から裁判員制度が始まります。国民を説得する側ということで重要な役割として、弁護士も裁判員の心に訴えかける「話し方講座」の講習が始まっております。

○委員

裁判員制度は、21年5月までに始まるということで、司法制度の最も重大な曲がり角に來ています。この制度の一番の悩みは、国民に余り評判がよくなく、7割ぐらいの人が、行きたくないと思っているという点があります。なぜこの制度がここまで導入されるようになったのかについて、ぜひともご理解いただきたいと思います。日本の裁判員制度は、諸外国の陪審員制度と違っているところがあり、アメリカの陪審員制などの場合は量刑には陪審員が口を出しませんが、日本の裁判員制度は、量刑まで口を出していただくということになっています。

昨今、日本の治安がよくなく、治安対策を優先してくれという意見も多いわけですが、この問題は多様でございますので、ぜひとも皆様方のご協力のもとに裁判員制度を理解していただき、参加していただき、忌憚なきご意見を聞かせていただき、この制度を円滑に運用していきたいと思っています。検察庁としては、話し方講座はありませんが、色々な手法は考えています。

○委員

捜査に対する批判、あるいは国民的な批判、民主的な監視、そういう意味での

裁判員制度であるというふうに理解しており、その観点からいくと、制度としてはまだまだ不十分ではないかと考えているところです。7割近く裁判員になりたくないということですが、逆に言えば、それ自体は非常に健全なことであって、誰も人を裁きたいとは思わないということで、人を裁くことの重さを皆さん感じていらっしゃるのだろうと思っています。そういう気持ちを抱きながら、どこまで謙虚に事件にかかわってやっていただけるかというあたりについての国民的なご理解を今後時間をかけてやっていくのは必要であり、弁護士会の役割でもあらうと思っています。検察官と立場は違うのですが、制度としては同じ制度を使っていくわけですので、そのことを皆さんに理解していただかなければいけないと思っています。

■委員長

適正に国民の納得のいく裁判を行うという意味で、捜査の段階でも国民的な協力が必要とされる時代になりました。そこで、国民が納得でき、裁判員にも理解してもらえるような実質的な裁判がこれからは求められていくと思います。

家庭裁判所委員会は、国民の民意を裁判所の運営に反映させるという目的を持って立ち上げられ、できるだけ多くの人に加わってもらい、あるいは交替してもらおうということが一つ要求されておりますが、この2年間は、家庭裁判所の実態を理解していただくことに費やされてきたという面があります。

そこで、委員の任期が2年間で終了する時期にまいりましたが、現在任命されている委員の方には、もう1期引き続いてお願いしたいと思っています。

したがって、4年間はおつき合いいただいた上で、原則として全員交替し、その後は、新しいメンバーに交替するという形を考えております。弁護士会と検察庁は法律で決まっているので、最低限は参加していただくことになります。再任された委員の2年後については、今の委員の後輩の人が任命されるというのではなく、また、必ずしもこれまでの選出母体にこだわらず、違う母体から新たに任命していくという考えが、水戸家裁の方針であることをお伝えしておきたいと思っています。

次回のテーマについては、調停委員の新たな求め方の中で、これまでやってきた方法についてのご批判を伺いながらお知恵をかしていただきたいと思います。

一応、少年関係、調停関係をざっと紹介方々、テーマにしてやってきたというところがこの2年間の経過だったのですが、これから新たなテーマ等を検討していきたいと考えておりますので、委員の方々の意見も参考にさせていただき、事務局を中心に練らせていただきたいと思います。

最後に、私も定年退官をさせていただくことになりまして、引き継ぎ的な事柄の中で、家庭裁判所委員会は、これまでは純然たる諮問機関だったのですが、民意を表明してもらう場だということに衣替えを新たにしました。そういう観点からしますと、当初は、委員長は、裁判所関係者でないほうがいいという意見もありました。しかし、できるだけ意見を聞きたいということから、司会と委員長をさせていただいたという経過がありました。この2年間は説明が多かったのですが、できれば、もう少しスマートに司会をやるようにと申し継ぎはするつもりですので、私の後任の所長に委員長をやらせていただきたいというのが私のお願いでございます。

以上で本日の委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

5 次回期日の告知

追って指定。